



豊島区休日保育について



(令和 7 年度版)

○休日保育とは

保護者の就労等により、原則、休日等に常態的に保育を必要とする教育・保育給付認定(以下「認定」という)の対象となったお子さんを、保護者にかわり下記の認可保育所で保育します。

○利用要件

豊島区内に住所を有し、健康で集団保育が可能な、利用日現在、満 1 歳を経過している下記の①～②のいずれかに該当しているお子さん。

- ① 豊島区内及び区外の認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している。
- ② 豊島区内及び区外の東京都認証保育所に在籍し、認定を受けている。

○実施施設・定員・受入時間

施設名	同援さくら保育園	西巣鴨さくらそう保育園	せんかわみんなの家	おおつかほうゆう保育園
定 員	15名	10名	15名	10 名
運営法人	(社福)恩賜財団 東京都同胞援護会	(社福)豊島区社会福 祉事業団	(社福) つばさ福祉会	(社福)豊友会
所在地	南池袋3-7-8	西巣鴨1-1-13	要町3-54-8	北大塚 1-21-13
電話番号	03(5957)7510	03(5907)5110	03(3530)5735	03(3576)2200
予約時間	平日の AM9:00~PM5:00			
受入時間	日曜日・祝日の AM7:15~PM6:15(12月29日~1月3日は除きます。)			

◆食事(給食・おやつ)は、原則、実施施設で用意しますが、アレルギー食や離乳食等、お子さんの状況によっては家庭から持参していただく場合があります。利用登録時の面接で直接保育園にご確認ください。

○利用内容

利用区分	定期利用	単発利用	その他利用
利用頻度	月1回以上の利用がある	単発的	単発的
利用目的	保護者のいずれも 認定の理由	認定の理由だが、単発的(常態的で ないもの)	定期利用、単発利用に 登録している方が、冠婚葬祭な ど 認定の理由と違う理由 で休 日保育を利用する場合
利用登録	毎年度必要※1		
利用予約	前月 20 日まで	前月の26日から利用日の 5日前まで	前月の26日から利用日の5日 前まで
規定時間内の 利用料※2	無 料	無 料	1日1人 4,000 円 (給食費込み)減免なし。
注意事項	連続して 3 か月以上の定期利用 がない場合、利用区分が「単発利用」 に変更になります。	急な出張等により保護者のいずれもが 家庭保育をできない状況となり、休日 保育を利用する場合。利用申請の際 に、利用事由の詳細を確認します。	認定の理由により休日に保育を必要 とする定期利用・単発利用のお 子さんが優先です。
		定期利用が優先のため、予約状況や受入施設の状況により、利用できない ことがあります。	

※1、年に 1 度、保育の必要性の確認が必要なことから、年度毎の登録が必要です。

※2、やむを得ず、お迎えが利用時間を超過した場合、別途実施施設で定める利用料をお支払いいただきます。

より多くの方が利用できるよう、予約が不要になった際は、速やかに保育園にご連絡ください。

○利用登録方法について…毎年度利用登録が必要です。

(1) **登録・申込み先**：利用予定の休日保育実施施設に電話し、面接の予約をしてください。
(面接には、利用希望のお子さんを同伴してください。)

(2) **面接の際、用意する書類**

- ① 休日保育事業（定期利用・単発利用）登録申込書・・・各認可保育施設、又は保育課にあります。
- ② 就労証明書【下記※参照】（就労理由の方のみ。）
- ③ 支給認定証（認証保育所在園の方のみ）

【※就労証明書について】

- ◆就労理由の方のみ提出してください。
- ◆就労証明書の備考欄に日曜・祝日の出勤状況（毎週・隔週・月●回程度等）を記載してください。
- ◆利用開始日前 6 か月以内に発行された就労証明書の写しで可。
ただし、就労内容に変更があった場合は、認定の変更手続きが別途必要ですので、事前に「新しい就労証明書の原本」と「変更届」を保育課入園グループに提出してください。
- ◆休日の勤務が令和 7 年 4 月以降新たに生じる場合は、就労証明書の特記事項欄に休日勤務が生じる時期を明記してください。
- ◆就労証明書の「証明日」が 1 月以前の場合、認可保育施設の継続利用のために「現況届」を提出する際には改めて就労証明書を提出していただく必要があります。
- ◆就労理由以外の方は、別途書類が必要になります。「豊島区認可保育施設入園・転園・延長保育利用のしおり」やホームページ等をご参照ください。

○利用の決定および予約について

(1) 定期利用の場合

- ◆面接終了後、保育園より「利用承諾通知書」または「利用不承諾通知書」が送付されます。（1～2 週間かかります）
- ◆定期利用決定後、休日保育利用がない月が 3 か月以上続いた場合は、利用区分が「単発利用」に変更になります。
- ◆令和 7 年 4 月からの利用を希望される方は、下記の期日までに登録手続きを済ませてください。5 月以降登録希望の方は随時受け付けますが、定員状況によってはご利用いただけない場合もあります。
*定期利用登録後、休日保育の必要がなくなった場合は利用施設に連絡をお願いします。

(2) 単発利用・その他利用の場合

- ◆面接終了後「利用承諾通知書」が渡されます。予約の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ◆登録申請の際に添付した書類等に変更があった場合は、**利用日に変更後の書類を再提出してください。**
- ◆定期利用優先のため、利用状況によっては希望日にご利用できない場合もありますので、利用の可否を電話予約の際に確認してください。
- ◆利用登録は随時受け付けます。
- ◆「単発利用」と「その他利用」の場合は、**利用日当日に「利用申込書」が必要です。**利用日に保育を必要とする理由等について詳細を記入してください。

○令和 7 年度 4 月利用の登録申請の締め切り

令和 7 年 3 月 7 日(金)

提出先：利用希望の休日保育実施園

その他登録希望や申請に関するお問い合わせも、直接実施園にご連絡ください

〔事業内容担当〕 保育課 私立保育グループ ☎03-3981-1823

〔認定担当〕 保育課 入園グループ ☎03-3981-2140